

# AM&T CHINA LEGAL UPDATE

## CONTENTS

### I 特別寄稿

「著名ブランド白酒メーカー(茅台社・五糧液社)に対する中国独禁法に基づく再販価格制限行政処罰案件」

弁護士 中川 裕茂 / 顧問 李 加弟

### II Lawyer's Eye

～競争禁止義務について～ 中国弁護士 胡 絢静

### III 中国法令アップデート

- 産業構造調整指導目録(2011 年版)(改正)(国家発展改革委員会)
- 営業税の増値税試験転換における非居住者による企業所得税の納付に関する問題についての公告(国家税務総局)
- 道路危険貨物運送管理規定(交通運輸部)
- 娯楽場所管理弁法(文化部)
- 証券会社資産証券化業務管理規定(意見募集稿)(中国证券监督管理委员会)
- 証券会社デッド・ファイナンス商品管理暫定規定(意見募集稿)
- 人民元適格国外機関投資家国内証券投資試行弁法(中国证券监督管理委员会)
- 「人民元適格国外機関投資家国内証券投資試行弁法」の実施に関する規定(中国证券监督管理委员会)
- 広東省労働保障監察条例(広東省人民代表大会)

### IV 中国万感

～中国映画の戦い～ ニューヨーク州弁護士 安 然

## I 特別寄稿

著名ブランド白酒メーカー（茅台社・五糧液社）に対する中国独禁法に基づく  
再販価格制限行政処罰案件

弁護士 中川 裕茂  
北京事務所顧問 李加弟

2013年2月22日、中国最大の白酒メーカーである茅台社及び五糧液社が中国独禁法に基づき、それぞれ貴州省物価局、四川省發展改革委員会から2億4700万元、2億200万元の制裁金を課されました。茅台（マオタイ）や五糧液という白酒（バイチュー）は、飲んだことがない方でもご存知の方も多いと思われます。本年1月4日に、韓国サムソン電子他大手液晶パネルメーカー6社がカルテルにより総額3億5300万人民元の行政処罰を課された案件に続き、高額の制裁金が課された案件として、独禁法の今後の中国での執行に関して大変参考になるため、ここに紹介したいと思います。

### 1. 本件の概要

まず、当該2社の公告及び行政処罰決定書等によると事実関係は次のとおりです。

- ・ 当該2社は、白酒の小売価格維持等のため、以前から白酒の地域の販売代理店との間の契約において再販売価格を拘束するための条項を設けていた。
- ・ 五糧液は、2012年12月に販売代理店14社に対して上記条項に違反する行為があったとし、販売代理店から違約金を徴収したり、販売促進のための費用<sup>1</sup>を減額したりした。
- ・ 調査を行ったのは、国家發展改革委員会の価格監督検査・独占禁止局並びに四川省發展改革委員会及び貴州省物価局である。
- ・ 本件の調査は、競争他社等第三者の告発を端緒とするものではなく、政府機関による自主的な調査であった。
- ・ 五糧液社の行政処罰の金額である2億200万元は、同社の2012年の売上高の1%である。
- ・ 五糧液は行政処罰を受け入れた。

本事案の背景には、2012年11月以降の中国での政治的な動きがあります。すなわち、習近平総書記が昨年11月に党総書記に就任した後、いわゆる「禁酒令」を出しました。接待の際に高価な白酒をもってもてなす文化が中国では根付いていましたが、儉約を旨とし、腐敗・無駄遣いに厳しく対処すると宣言している現政権において、高価な白酒を用いた接待を禁止したものです。これが原因で高級白酒メーカーは特に昨年11月以降売上が激減していたところ、小売価格の低下を防止するために、メーカー側が一定の販売価格を下回る金額で販売した販売代理店に対して出荷の停止、違約金の徴収等を行った、という背景があります。

### 2. 本件の分析と教訓

#### (1) 適用法令

<sup>1</sup> 「市場支持費用」とされています。販売促進のために販売代理店に対して支払うリベートを指すものと思われます。公告からは正確な事実関係は不明な点があり、意識しておりますことにご留意ください。

本件は独禁法が適用された案件です。これまでのカルテル事案や市場支配的地位の濫用事案では必ずしも独禁法ではなく価格法が適用された事案も多かったのですが、本件は独禁法の次の条文が適用されています。

**独禁法第 14 条**

事業者と取引先の間で以下に掲げる独占的協定を締結することは、これを禁止する。

- (1) 商品の第三者への再販売価格を固定すること。
- (2) 商品の第三者への再販売価格について最低価格を設けること。

そして、価格に関する独禁法違反行為については国家発展改革委員会及びその地方の機関が管轄権を有しているところ、国家発展改革委員会は「価格独占の禁止に関する規定」を 2010 年 10 月 29 日に制定し、価格独占行為に関する規制につき更に詳細に規定しています<sup>2</sup>。

独禁法及び上記の規則で想定しているのは「価格の面において、競争を排除し、又は制限する協定、決定又はその他の協調行為」であり<sup>3</sup>、独禁法第 15 条に定める例外事由（例：技術改善・研究開発目的、品質向上・コスト削減目的、中小事業者の競争力強化、省エネ等）に該当しない限り、当然に違法とされています。垂直的な関係での合意があれば足り、市場支配的な地位の存在は要件とされていません。

今回は茅台社と五糧液社がほぼ同時に処罰されましたが、この 2 社が共同してカルテルにより価格を釣り上げたという事案ではなく、それぞれの行為として、販売代理店との間で再販売価格に関する合意を行ったことが問題とされたものです（つまり、2 社の案件は背景は共通であっても手続き上別案件です。）。

これまで、独禁法が施行された後も中国の販売代理店との間で再販売価格を拘束するような取決めを継続してきた事業者も実際には多く見られますが、今後はこれを厳に慎む必要があるといえます。

## (2) ペナルティー

中国の独禁法では、独占合意が実施されている場合には、違法所得の没収の他、前年度の売上額の 1%以上 10%以下の制裁金を課することができるものとされています<sup>4</sup>。制裁金の金額について当局に裁量を与える仕組みは欧州委員会の制裁金制度に類似しており特殊ではありませんが、特殊であるのは、中国独禁法の制裁金規定は下限（1%）があるという点です。

法的論点としては、

- ・ 算定の基準となる売上高は中国国内売上高に限定されるか、世界の売上高を含むか
  - ・ 違反行為に関連する商品・サービスに関する売上高に限定されるか、無限定か
- という点を考える必要がありますが、法文上も解釈としても定まっていないのが現状です。

本件では、五糧液社の行政処罰の金額である 2 億 200 万元は同社の 2012 年の売上の 1%であるとされています。本稿執筆時には、五糧液社の 2012 年の売上高はまだ公表されていませんが、2011 年の年度報告書によれば一部海外輸出による売り上げもあるとのことであり、また、酒類以外の製品も製造販売しています。そのため、2012 年の売上が公表され次第、詳細に分析すれば国内売上をベースに算出しているか、酒類販売による売上高以外にも基数に算入されているかどうかの推測がつくものと思われます。

<sup>2</sup> 国家発展改革委員会令第 7 号 2010 年 12 月 29 日公布、2011 年 2 月 1 日施行。他にも「価格独占の禁止に関する行政法執行手続規定」(国家発展改革委員会令第 8 号 2010 年 12 月 29 日公布、2011 年 2 月 1 日施行)があります。

<sup>3</sup> 価格独占の禁止に関する規定第 5 条

<sup>4</sup> 独禁法第 46 条 1 項

少なくとも、独禁法が適用される行政処罰では、「売上高の最低1%」という特殊で過酷な規制が今後は適用され、運用されることが明確になったといえます。

### (3) 執行機関

本件での行政処罰は、茅台社の所在地を管轄する貴州省物価局と、五糧液社の所在地を管轄する四川省發展改革委員会が行っています。これらは、いずれも地方の価格独占管轄当局（地方の發展改革委員会又は地方の物価局）です。しかしながら、公告や報道によれば、調査を行ったのは地方のみではなく国家發展改革委員会（中央政府機関）も共同で行っていたとのこと。国家發展改革委員会が自ら処罰を行うのか、地方政府機関が行うのかについては、いろいろな要素（例：調査の主導権、対象企業との関係、事案の背景等）によるものと思われます。

### (4) 参考情報 ～国家發展改革委員会による最近2年来の処罰例～

国家發展改革委員会は近時独禁法及び価格法による調査を下記の通り活発化させています。

| 時期           | 対象会社                                               | 事由                     | 処罰の内容                |
|--------------|----------------------------------------------------|------------------------|----------------------|
| 2011年<br>5月  | ユニリーバ                                              | 価格上昇の情報を流布し、市場の秩序を攪乱した | 200 万人民元             |
| 2011年<br>8月  | 郵政貯蓄銀行                                             | 規則に違反し費用を取得            | 180 万人民元             |
| 2011年<br>11月 | 山東省にある二社の医薬企業（山東濰坊順通医薬有限公司及び濰坊市華新医薬有限公司）           | 下川企業を強制し入札価格を上げさせた     | 700 万人民元             |
| 2011年<br>11月 | チャイナ・テレコム、チャイナ・ユニコム                                | 市場支配的地位の濫用の疑い          | 調査中。ただし、同2社は是正を既に承諾。 |
| 2013年<br>1月  | 韓国サムスン電子、LG 電子、台湾奇美電子、友達光電、中華映管、瀚宇彩晶の大手液晶パネルメーカー6社 | 価格カルテル                 | 3.53 億人民元            |

## Ⅱ 競業避止義務について



中国弁護士 胡 綸静

企業が、秘密情報の漏洩を防止する目的で、従業員に秘密保持義務を課すほか、さらに競業避止義務を課す場合がよく見受けられる。競業避止義務を課される従業員は、競業避止契約(条項)の定めに従い、一定の期間において同業他社での勤務や自ら同類の業務を営営することが禁止されることになる。従業員にとって、過去に蓄積した経験を退職後の職務に生かすことが待遇やキャリアアップの向上につながるのが通常であり、競業避止義務は、これを妨げることになる。他国の立法例では、従業員が過度に不利を受けないように、競業避止義務の期間、範囲及び対象について限定し、企業側に金銭的対価の支給を要求したりするものがある。この点は、中国法にも基本的に同様である。

中国の労働契約法は、労働契約終了・解除後の競業避止義務を課することが可能な期間を2年間とし、その上で経済補償金の支払いを義務付けているが、その額の制限は特に定められていない。しかし、この点は、2013年2月1日に実施された「労働紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈(四)」(以下「解釈四」という。)によって明確化された。解釈四によると、企業側と従業員の間で経済補償金について合意していなかった場合は、原則として当該従業員の契約終了前の12ヶ月の平均給料の30%以上を経済補償金として払わなければならない。この規定の趣旨に照らすと、仮に経済補償金を平均給与の30%未満とすることに合意したとしても、労働仲裁などに発展した場合には30%以上の支払いが求められる可能性があり、今後は解釈四に定める30%が経済補償金の下限を画するものとして機能する可能性がある。

以下では、企業側が従業員に競業避止義務を課す際に、その他実務上注意すべき点について検討したい。

### 1 競業避止義務を負う対象

従業員に競業避止義務を負わせる目的は基本的に企業側の営業秘密及び知的財産に関する秘密情報の漏洩を防止することにある。したがって、競業禁止は基本的に高級管理者、高級技術者及びその他秘密情報に接する機会がある従業員のみを対象に課することができる。そもそも、秘密情報に接する機会がない従業員については競業避止義務を課することは妥当ではない。

### 2 競業避止契約の締結時期

この点、労働契約や秘密保持契約の中にあらかじめ競業避止条項を定めておくことが、確実に従業員と競業避止契約を締結するうえでは望ましいものといえる。労働契約の解除・終了時に初めて競業避止契約の締結を要求しても従業員が締結に応じない可能性があるためである。もっとも、全ての従業員につき、一律に競業避止契約を締結すると、企業は、競業避止義務を履行した従業員に対し、経済補償金を支払わなければならない可能性があり(解釈四の6条)、企業側に不必要な費用支出を生じさせかねない。この点、企業側は競業避止義務の解除を求めることも可能であるが、この場合において、従業員から請求されたときは、3ヶ月分の経済補償金を余分に支払う必要が生じることになる(解釈四の9条)。そのような場合を想定して、個々の従業員との労働契約もしくは秘密保持契約に、「企業側の書面通知により競業避止義務を負わせることができる」とあらかじめ定めておいたり、逆に、労働契約もしくは秘密保持契約において一律に競業避止

義務を課しつつ、退職時の書面通知により競業避止義務を免除することができる旨を定めておくとの対応を行うこともあり得るものと思われる。

### 3 経済補償金の支払い

前記の通り、経済補償金は企業側と従業員の合意によるが、合意がない場合でも、当該従業員の契約終了前の12ヶ月の平均給料の30%以上を支払う必要が生じる可能性がある。経済補償金の支払い時期について、従業員の勤務期間中に、給料と一緒に支払うケースが比較的多く見られるが、給料に経済補償金が含まれるとの主張は認められないケースが多いようである。競業避止条項が無効とされないためには、労働契約法の定めに基づいて、労働契約終了後競業避止期間中に、月ごとに支払うように手配するのが適切と考えられる。

なお、企業側の原因により、3ヶ月以上、経済補償金の支払いがなされないと、従業員は競業避止合意の解除を求めることができるので、注意が必要である(解釈四の8条)。

### 4 違約金

対象従業員が競業避止期間中に実際に競業避止義務を遵守させるために、違反した場合の違約金を併せて定めておくのが通常である。法的には違約金の上限額等について制限がなされておらず、明確な基準を示すのは困難であるが、対象従業員のポジション、知りえた営業秘密の範囲・重要度を考慮し、経済補償金と比例して合理的な範囲の違約金を設定することが実務上必要とされよう。

その他、競業避止義務の履行状況を把握するために、対象従業員に勤務先を定期的に企業側に対して報告させることも一つの方法と考えられる。

以上



## Ⅲ 中国法令アップデート



弁護士 石黒 昭吉

### 最新中国法令の解説

#### <産業全般>

##### 産業構造調整指導目録(2011 年版)(改正)(国家发展改革委員会)

[ポイント] 政府による投資の指導や投資プロジェクト管理の方向を示す目録の改正版である。今回は、奨励類への洋上風力発電、原子力発電所での応急処置技術、災害救助ロボットの追加等の修正が行われている。中国の国内産業は「産業構造調整促進暫定規定」(以下「規定」という。)において奨励類、許可類、制限類及び淘汰類の4種に分類され、本目録は、そのうち奨励類、制限類及び淘汰類を規定するものである。本目録に記載されないものは許可類とされる。奨励類は自己使用設備への輸入関税免除等の優遇政策が取られるのに対し、淘汰類は新規投資が禁止され、既存の生産設備の一定期間内の廃棄が義務づけられる。制限類では既存設備の使用は継続できるが新規投資が禁止される。許可類にはこの分類に着目した奨励や制限は特段ない。外商投資企業については別に「外商投資産業指導目録」が適用されるものの、規定では本目録の淘汰類が外商投資企業にも適用されるとされており注意が必要である。また、本目録は「外商投資産業指導目録」策定の指針になるとされているため今後の動向が注目される。なお、本改正前の本目録(2011 年版)については法令調査報告書を参照されたい。

(2013 年 2 月 16 日公布、同年 5 月 1 日施行)

[原文] 国家发展改革委关于修改《产业结构调整指导目录(2011 年本)》有关条款的决定

#### <増値税改革>

##### 営業税の増値税試験転換における非居住者による企業所得税の納付に関する問題についての公告(国家税務総局)

[ポイント] 本公告は、営業税の増値税への試験的転換が行われている地域において、試験的に増値税が課される非居住者について、企業所得税の計算方法を定めたものである。増値税は外税として計算されるため、企業所得税の課税所得は、増値税相当額を収入金額から差し引いた額となる。試験的転換が行われている業種は、運送業及び現代サービス業であり、例えば、日本国内の会社が試験的地域の企業に対してノウハウや特許権などの知的財産権のライセンスを行い、その対価を徴収している場合において、その対価に課される企業所得税に本公告が適用される。なお、営業税の増値税への試験的転換が行われている地域は、現在は北京市、上海市、天津市、江蘇省、安徽省、浙江省(寧波市を含む。)、福建省(アモイ市を含む。)、湖北省、広東省(深セン市を含む。)の9地域であるが、今後、試験地域は拡大していくものと思われ、今後の動きに注意する必要がある。

(2013 年 2 月 19 日公布、施行)(国家税務総局公告 2013 年第 9 号)

[原文] 关于营业税改征增值税试点中非居民企业缴纳企业所得税有关问题的公告

### ＜運送業＞

#### 道路危険貨物運送管理規定(交通運輸部)

[ポイント] 本規定は、「道路運送条例」及び「危険化学品安全管理条例」等に基づき、危険貨物(「危険貨物品リスト」(GB12268)上の物質など)の道路運送事業者につき、基準を満たす車両や人員を配置し、設区市級道路運送管理機関の許可を得るべきことなどを定めたものである。危険貨物道路運送事業者に対する許可制の実施は、「道路運送条例」(2004年7月1日施行)にも定められており、本規定は、同条例の規定をより詳細に定めるものといえる。

(2013年1月23日公布、同年7月1日施行)

[原文] [道路危险货物运输管理规定](#)

### ＜サービス業＞

#### 娛樂場所管理弁法(文化部)

[ポイント] カラオケ、クラブ、ゲームセンター等の娛樂場所に関する規制を行う「娛樂場所管理条例」を具体化するもので、娛樂場所の設置要件(設置場所、建築条件、消防等)及び手続(設立申請に必要な文書、経営許可証の発行)、運営方法(禁止事項、営業日誌の作成等)等詳細な規定が置かれている。本ニュースレター10月1日号で紹介した意見募集稿から全体の構成は変わっていないものの、内容の修正が行われた。

(2013年2月4日公布、同年3月11日施行)

[原文] [娱乐场所管理办法](#)

### ＜証券業＞

#### 証券会社資産証券化業務管理規定(意見募集稿)(中国証券監督管理委員会)

[ポイント] 本規定(意見募集稿)は、「証券法」、「信託法」及び「証券会社監督管理条例」等に基づき、証券会社による資産の証券化業務の手続などについて定めたものである。中国における資産の証券化は2005年以降、試験的に行われており、2009年5月には「証券会社企業資産証券化業務試験ガイドライン(試行)」も公表されていた。本規定は、証券化業務に参入する証券会社の資本要件などを削除して参入要件を緩和したほか、証券化の対象となる資産として、売掛金、商業手形、信託受益権などの財産権、債券や株式などの有価証券、商業用不動産などの不動産が含まれることを明らかにした。また、資産担保証券の証券取引所における取引を認めるなど、証券の流動性の強化にも配慮されている。

(意見募集期間:2013年2月26日～同年3月13日)

[原文] [证券公司资产证券化业务管理规定\(征求意见稿\)](#)

#### 証券会社デッド・ファイナンス商品管理暫定規定(意見募集稿)

#### (中国証券監督管理委員会)

[ポイント] 本規定(意見募集稿)は、証券会社が、証券会社債券、劣後債等によって資金調達を行う場合の手続などを定めたものである。具体的には、公開発行に際しては証券監督管理委員会の事前認可が、非公開発行に際しては、発行後5日以内の届出などが求められている。

(意見募集期間:2013年3月3日～同月18日)

[原文] [证券公司债务融资工具管理暂行规定\(征求意见稿\)](#)

### ＜証券投資＞

#### 人民元適格国外機関投資家国内証券投資試行弁法

#### 「人民元適格国外機関投資家国内証券投資試行弁法」の実施に関する規定

#### (中国証券監督管理委員会)

[ポイント] 中国国外の人民元資金を香港経由で中国国内の証券へ投資する「人民元適格国外機関投資家」(いわゆる RQFII)に関する制度の改正である。これまで中国の証券会社及びファンド管理会社の香港子会社であることがRQFIIの要件とされていたが、今回の改正で中国の商業銀行、保険会社等の香港子会社、及び中国資本以外の香港で設立されかつ香港に主たる事業所をも



つ金融機関も RQFII となりうるものとされた。また、合わせて投資対象にこれまでの株式、債券、ファンド持分及びワラントに加え、株価指数先物や銀行間取引市場での固定収益商品が加えられた。上記 2 法令の制定により、これまでの「ファンド管理会社、証券会社人民元適格国外機関投資家国内証券投資試行弁法」及びその実施に関する規則は廃止されている。

(2013 年 3 月 6 日公布、施行)

[原文] [人民币合格境外机构投资者境内证券投资试行办法](#)

[关于实施《人民币合格境外机构投资者境内证券投资试点办法》的规定](#)

### ＜広東省＞

#### 広東省労働保障監察条例(広東省人民代表大会)

[ポイント] 本条例は、「労働法」に基づき、労働監察手続(労働行政部門が労働関連法令の順守状況を監督する手続)について定めたものであり、現行の「広東省労働監察条例」に替わるものである。本条例は、就業規則上に、従業員に罰金を科したり、法律、法規の根拠に基づかずに給与を天引きする規定を盛り込んだりすることを禁止している。このため、現地法人においてこれに違反する就業規則が定められていないかどうかを確認する必要がある。また、実習生、見習性を高等学校から受け入れている使用者につき、実習生・見習生につき、各実習生・見習生の名簿、業務時間や報酬の支払状況、傷害保険の加入状況などを記載した台帳を作成すべきことが盛り込まれている。

(2012 年 11 月 29 日公布、2013 年 5 月 1 日施行)

[原文] [广东省劳动保障监察条例](#)

※＜上記以外の今月のその他の重要な新法令＞



## 中国万感



### 【中国映画の戦い】

ニューヨーク州弁護士 安 然

中国の映画産業にとって、2012 年は節目となる一年であった。この年の中国で上映された外国映画の興行収入が、全体の 51.54% を占め、10 年来初めて国産映画を上回ったためである。

中国は、2001 年に WTO へ加盟する際、毎年 20 部の外国映画を輸入することを承諾した。それまで小競り合いであった国産映画と外国映画の戦いは、全面戦争に入った。2002 年以降、毎年輸入される外国映画は 20 部を超えているが、上映本数では国産映画が 3 倍以上である。しかし、輸入映画は毎年の興行収入の 40% 以上を占めている。

さらに、2012 年 2 月、WTO での中米間の貿易紛争の解決策として、中国とアメリカは、従来の 20 部の枠に上乗せして、中国が毎年アメリカから IMAX や 3D など特殊な技術を使用して制作された映画を最低 14 本輸入することを含む覚書を締結した。覚書を締結して早々、国産映画は長年辛うじて守ってきた興行収入の半分という分岐点を譲ったのであった。

中国の映画市場の開放は、徐々にではあってもはや止められない。この 10 年間、苦戦しつつも、中国映画産業は急速な成長を見せてくれた。しかしながら、興行的にも芸術的にも優れた作品はまだ少ないように思える。

今年の第 85 回アカデミー賞で 2 度目の最優秀監督賞を受賞した台湾籍の李安 (Lee Ang) の受賞作「Life of Pi」(2012 年・米国) は中国でも公開され 2012 年に 5.71 億人民元の興行成績を上げた。中国の映画産業も、外国映画との厳しい競争の中で近い将来「Life of Pi」のような世界的評価を得られる映画をたくさん作れるようになれば、一人の映画ファンとして非常にうれしいことである。

## TOPICS

2013 年 3 月 11 日

朝日新聞オンライン「法と経済のジャーナル Asahi Judiciary」において、当事務所の弁護士による連載「企業法務の窓辺」が掲載されています。同連載は、法律家の目から見た身辺雑記的なエッセイ(コラム)になっています。

この連載の第 50 回として、当事務所のパートナー、若林耕弁護士が執筆した記事が掲載されました。

「改名ブーム！？ 占い好きな台湾人の「改命」事情」  
(2013 年 3 月 11 日)

詳細は下記リンクからご覧いただけます。

<http://astand.asahi.com/magazine/judiciary/fukabori/2013030500014.html>



本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。  
お問い合わせ等ございましたら、当事務所の 森脇 章([akira.moriwaki@amt-law.com](mailto:akira.moriwaki@amt-law.com))、中川 裕  
茂([hiroshige.nakagawa@amt-law.com](mailto:hiroshige.nakagawa@amt-law.com))又は若林 耕([ko.wakabayashi@amt-law.com](mailto:ko.wakabayashi@amt-law.com))までご遠慮  
なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。  
本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部又は全部  
について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。



本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、  
[china-newsletter@amt-law2.com](mailto:china-newsletter@amt-law2.com)  
までご連絡下さいますようお願い申し上げます。

.....  
本ニュースレターの執筆担当者：

| (東京オフィス) | (北京オフィス) |
|----------|----------|
| 森脇 章     | 中川 裕茂    |
| 中川 裕茂    | 濱本 浩平    |
| 若林 耕     | 李 加弟     |
| 石黒 昭吉    | 李 彬      |
| 屠 錦寧     | 杜 雲華     |
| 胡 絢静     | 安 然      |
| 許 明義     |          |

## CONTACT INFORMATION



### アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒106-6036  
東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号  
泉ガーデンタワー38 階(総合受付)  
Tel: 03-6888-1000 (代表)  
Email: [inquiry@amt-law.com](mailto:inquiry@amt-law.com)



### 安德森・毛利・友常律師事務所北京代表処

中華人民共和国北京市朝陽区東三環北路 5 号  
北京發展大廈 809 室  
郵編 100004  
Tel: +86-10-6590-9060(代表)  
Email: [beijing@amt-law2.com](mailto:beijing@amt-law2.com)  
URL: <http://www.amt-law.com/>